

# 電気通信大学学生寮運営規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成24年 3月27日

平成27年 3月26日

平成29年 3月22日

平成30年 2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則第28条第2項の規定に基づき、電気通信大学学生寮（以下「学生寮」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(学生寮の目的)

第2条 学生寮は、学生に良好な勉学と生活の環境を提供し、もってその修学を容易にすることを目的とする。

(定員)

第3条 学生寮の定員は、男子学生（外国人留学生を含む。）120人とする。

(管理運営責任者)

第4条 学生寮の管理運営の責任者は、学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）とする。

(入寮願)

第5条 学生寮に入寮を希望する学生は、入寮願に必要な書類を添えて、副学長に願い出るものとする。

(入寮者の選考及び許可)

第6条 入寮者の選考及び許可は、別に定める電気通信大学学生寮入寮選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき、副学長が行う。この場合において許可期間は、最短修業年限終了の日を超えることができない。

(入寮手続及び許可の取消)

第7条 入寮の許可を受けた者は、指定された期間内に、入寮の手続きをしなければならない。

2 入寮の許可を受けた者が、所定の期間内に前項の手続きを完了しないとき又は第5条に定める必要書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、副学長は速やかに当該入寮の許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第8条 寮生は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める寄宿料を、毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入寮及び退寮の日が月の中途である場合にあっても、寄宿料は1か月分を納入しなければならない。

3 休業期間中に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該休業開始日の前日まで納入しなければならない。

4 納入済みの寄宿料は、返還しない。

(経費の負担)

第9条 寮生が、私生活のために消費する光熱水費等の経費は、寮生が負担しなければならない。

2 前項の経費の負担区分は、別に定める。

3 寮生は、前項に定める負担区分に係る経費を、毎月所定の日までに納入しなければならない。

(施設の保全等)

第10条 寮生は、居室、共用施設その他学生寮の施設を常に正常な状態において保全することに留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

(1) 学生寮には、寮生以外の者を宿泊させないこと。

(2) 居室を、居住以外の目的に使用しないこと。

(3) 居室に、副学長の許可を受けないで工作を加えないこと。

(4) 共用施設は、常に良好な状態で使用すること。

(5) 学生寮施設に、副学長の許可を受けないで、掲示等をしないこと。

(6) 故意又は重大な過失により施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めること。

(退寮手続)

第11条 退寮する者は、事前に副学長に所定の退寮願を提出して、その承認を受けなければならない。

(退寮措置)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、副学長は、速やかに退寮を命ずるものとする。

(1) 3か月以上寄宿料又は第9条に定める経費の納入を怠ったとき。

(2) 第7条に定める入寮許可期間が終了してもなおお居住しているとき。

(3) 本学学生の身分を失ったとき。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、入寮許可期間内にあっても、副学長は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）の議を経て、退寮を命ずることができる。

(1) 病気その他の事由により寮生活に適しないと認めるとき。

(2) 停学処分を受けたとき。

(3) 長期にわたる休学又は留学等に該当するとき。

(4) その他学生寮の運営上著しく支障を来たす行為のあったとき。

(居室等の点検)

第13条 副学長は、前2条により寮生が退寮するときは、指定する職員に、居室及び居室

に付属する設備について点検をさせるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。